

Client Alert

15 October 2024

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



金子 周悟
アソシエイト
03 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com



河邊 美杉
アソシエイト
03 6271 9470
misugi.kawabe@bakermckenzie.com

米国司法省が公益通報報奨金パイロットプログラムの運用を開始

1. はじめに

当事務所のクライアント・アラート¹において、2024年3月に米国司法省（United States Department of Justice）（以下、「DOJ」）が、企業犯罪をDOJに通報した者に報奨金を与えるパイロットプログラムの導入計画を発表したことを紹介したが、2024年8月1日付で、DOJの刑事局は「Corporate Whistleblower Awards Pilot Program」（公益通報報奨金パイロットプログラム）（以下、「本パイロットプログラム」）の運用を開始した²。

本パイロットプログラムは、米国連邦政府の執行機関が運用する既存の公益通報者に対する報奨金付与制度³の適用範囲が限定されていたことから、その隙間を埋めて企業犯罪の摘発を強化することを目的として導入されたものである。本パイロットプログラムは2024年8月1日から3年間の試験的なプログラムとして実施される。DOJは、3年間の試験期間中に本パイロットプログラムの定期的な評価を行って、試験期間終了時に本パイロットプログラムの期間延長の是非と修正の要否を判断する。

以下、DOJが公表したガイダンス⁴（以下、「本ガイダンス」）をもとに本パイロットプログラムの要点を取り上げるとともに、日本企業としての留意点についても触れたい。

2. 本パイロットプログラムの適用対象となる4つの分野

本パイロットプログラムは、既存の米国連邦政府の通報者に対する報奨金付与制度ではカバーされていなかった以下の4つの分野の連邦犯罪に関連する通報が対象となる。


- 金融機関等による、マネー・ロンダリング、AML（Anti-Money Laundering）コンプライアンス規制の違反、詐欺等
- 企業による又は企業が関連する、海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）（以下、「米国FCPA」）、海外恐喝防止法（Foreign Extortion Prevention Act）及びマネー・ロンダリングの違反を含む米国外における汚職・腐敗

¹ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20240415_ClientAlert_AntitrustCompetition_J.pdf

² <https://www.justice.gov/criminal/criminal-division-corporate-whistleblower-awards-pilot-program>

³ 米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、米国内国歳入庁（IRS）及び米国財務省金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）が運用する通報プログラム並びに政府に対する不正請求を対象とする米国虚偽請求取締法（False Claims Act）に基づく Qui Tam 訴訟等。

⁴ <https://www.justice.gov/criminal/media/1362321/dl?inline>

- 
- 企業による、米国の連邦・州・地方の公務員に対する賄賂又はキックバックの支払い
 - 米国虚偽請求取締法（False Claims Act）の対象外のヘルスケア関連の犯罪（民間医療保険に関する不正、患者や投資家等に対する詐欺等）

3. 報奨金付与の要件

本パイロットプログラムに基づく報奨金は、企業犯罪について、起訴、司法取引、民事上の没収措置等により、正味1百万米ドルを超える刑事又は民事上の没収につながる情報を書面でDOJに提供した個人に与えられる。ただし、通報者が米国連邦政府の他の報奨金付与制度によって報奨金を受領する資格がある場合には、本パイロットプログラムによる報奨金を受領することはできない。

3.1 報奨金の受領資格のある者による通報であること

通報者が犯罪行為に「重要な（meaningfully）」関与をしていた場合には、通報者は報奨金を受領する資格を有しない。ただし、DOJが、通報者が当該犯罪行為に「最小限の関与（minimal role）」しかしていなかったと認定した場合には、報奨金を受ける資格が認められる。

3.2 「独自情報」（original information）であること

通報者は、「独自情報」（original information）をDOJに提供しなければならない。独自情報とは、DOJが未だ把握していない情報で、通報者が独自に得た知識に基づくもの及び通報者が公開情報を分析することによって一般的に知られていない又は知ることができない情報を明らかにしたものをいう。

ただし、弁護士依頼者間の秘匿特権の適用のある弁護士と依頼者間のコミュニケーションを通して得られた情報は、原則として、独自情報に該当しない。


また、一定の例外は認められているものの、コンプライアンスや内部監査を主な職務とする従業員がその職務の過程で犯罪行為を知った場合や、社内調査やコンプライアンス関連の社内報告プロセスの中で犯罪行為を知った役員についても、同様に、それにより得た情報は独自情報に該当しない。ただし、当該企業の監査委員会、最高コンプライアンス責任者等が当該犯罪行為の可能性を認識してから120日が経過した場合には報奨金の付与要件を満たす。

3.3 真実かつ完全な情報を自主的に提供すること

通報者のDOJに対する情報提供は自主的なものでなければならない。また、通報者が報奨金を受領する資格を維持するためには、真実かつ完全な（truthful and complete）情報を提供し、可能な限り詳細かつ証拠に裏付けられた情報を提供するなど、DOJによる捜査に協力しなければならない。

4. 企業内の内部通報システムとの調整

DOJは、従前から、違反企業のコンプライアンスプログラムを評価する際のガイドラインである「Evaluation of Corporate Compliance Programs」（企



業のコンプライアンスプログラムの評価)⁵等において、実効性のあるコンプライアンスプログラムに不可欠な要素として、企業グループ内の不正行為を早期に発見するための内部通報システムの整備の重要性を強調してきた。しかしながら、本パイロットプログラムは、従業員に、企業内の内部通報システム等を利用した内部通報ではなく、報奨金を目当てに DOJ への通報を選択させ企業内の内部通報システムの意義を失わせる可能性があるものであることから、DOJ は、企業内の内部通報システムにも一定の配慮をしている。具体的には、通報者は、自社内の内部通報システムを通して内部通報を行った場合でも、当該内部通報から 120 日以内に DOJ に対して通報すれば、本パイロットプログラムによる報奨金を受領する資格を得ることができる。また、DOJ は、報奨金額の決定にあたって、当該通報者が、DOJ に通報する前に自社の内部通報システムその他の適切な手段により犯罪行為を自社内で報告又は通報した場合に、報奨金の増額要素として考慮することを明らかにしている。

5. 「120 日ルール」を導入する CEP の暫定的改訂

DOJ は、本パイロットプログラムの実施に併せて、連邦検察官が刑事事件を処理する際に参照する司法マニュアル (Justice Manual) の「企業取締指針」(Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy)⁶ (以下、「CEP」) を暫定的に改訂した⁷。

CEP は、企業犯罪に関与した個人の責任追及を重要な目標として違反企業による不正行為の自主開示を奨励し、違反企業が、DOJ 刑事局に対し犯罪行為を任意に自主開示し (Voluntary Self-Disclosure)、調査に全面的に協力し (Full Cooperation)、適時かつ適切な是正措置 (Timely and Appropriate Remediation) を講じた場合に、犯罪の重大性や犯罪者の性質に関する加重事由が存在しなければ、当該違反企業に対しては不起訴処分の推定が働くとしている。しかしながら、従業員が自らの企業内と DOJ の両方に通報をした場合には、DOJ は既に不正行為を認識していることになるため、任意の自主開示とは認められない可能性があったところ、今回の暫定的な改訂により、企業が当該内部通報を受領してから 120 日以内に CEP のその他の要件を満たす自主開示をすれば、自主開示に関する CEP に基づく不起訴処分の推定の要件を満たすことができることが明確化とされた。しかしながら、企業は、DOJ から当該通報にかかる犯罪行為に関する捜査の連絡を受けた後は、自主開示をしても不起訴処分の推定を受けることはできない。そのため、企業は、120 日という猶予期間に依拠することなく、内部通報の受領後は出来るだけ早急に社内調査を進めて DOJ への自主開示の要否について検討することが必要となる。

6. 報奨金の付与及び金額

報奨金の付与及びその金額の決定は DOJ の裁量に委ねられており、本パイロットプログラムの要件を満たせば通報者に報奨金について強制執行可能な法的請求権が与えられるというわけではない。報奨金額は、通報者からの情

⁵ <https://www.justice.gov/criminal/criminal-fraud/page/file/937501/dl>

⁶ <https://www.justice.gov/criminal/criminal-fraud/file/1562831/dl>

⁷ <https://www.justice.gov/criminal/media/1362316/dl?inline>



報によって DOJ が民事又は刑事上の没収措置で回収した正味金額に基づき算定されるが、その上限額として以下の指針が示されている：

- 没収された回収金額の初めの 1 億米ドルについては最大 30%
- 1 億米ドルから 5 億米ドルの間の回収金額（5 億米ドルを超える部分については考慮されない）の最大 5%

DOJ は、報奨金額を決定する際に考慮することができる増額要素を具体的に提示している。その中には、①通報者から提供された情報が、捜査の進展や執行の成功のためにどの程度の重要性を有していたか、②通報者の捜査への協力、③通報者自身の不正行為への関与の有無、④通報者が情報提供により被るリスクが含まれる。

一方で、情報提供が不合理に遅れた場合や、不正行為の発見のための社内の内部通報システムや社内調査の機能を妨害した場合、不正行為に関与した者を管理する立場にあった場合等は、報奨金の減額要素として考慮される可能性がある。

7. 予想される日本企業への影響

7.1 DOJ への通報リスクの増大

日本企業であっても、自社又はグループ会社の役職員が、「2.本パイロットプログラムの適用対象となる 4 つの分野」の米国連邦法の犯罪行為に関与する可能性があり、他の従業員等が報奨金目当てに DOJ に当該犯罪行為を通報する可能性は否定できない。

例えば、DOJ 及び米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下、「SEC」）が米国外の企業もターゲットとして 2000 年以降積極的に執行している米国外の公務員等に対する贈賄行為を禁止する米国 FCPA について言えば、従前は米国の証券取引所に上場又は店頭登録している日本企業⁸を除けば、日本企業は SEC が所管する通報者に対する報奨金プログラムの対象ではなかった。しかしながら、本パイロットプログラムにより、米国の証券取引所の上場等に関係なく、日本企業であっても自社グループの役職員が関与する米国外の公務員等に対する贈賄行為が米国 FCPA の適用要件を満たす場合には、本パイロットプログラムの対象範囲に含まれることになる。典型的には、日本企業の米国子会社の役職員が南米の国営企業の役員に賄賂を供与するようなケースや、日本本社の役職員による米国外の公務員等に対する贈賄行為の一部が米国内で実行されるようなケースが考えられる。

7.2 「120 日ルール」を意識したコンプライアンス体制の整備

「120 日ルール」は、SEC が所管する通報者に対する報奨金プログラムを参考に導入されたもので、本パイロットプログラムでは、以下の通り、様々な場面で適用されている。

- 通報者が先に企業内で内部通報をした場合、通報者は、内部通報後 120 日以内に DOJ に通報すれば、報奨金付与の対象となる。

⁸ 報道によれば、SEC に対する通報が端緒となり米国の証券取引所に上場していた日本企業が海外子会社の贈賄行為により摘発され米国当局に制裁金を支払った事案において、SEC は当該通報者に対して 28 百万米ドルの報奨金を支払ったとされている。



- 従業員が自らの企業内と DOJ の両方に通報をした場合、企業が内部通報を受領してから 120 日以内に CEP のその他の要件を満たす DOJ に対する自主開示をすれば、企業は CEP に基づく自主開示に関する不起訴処分の推定の要件を満たすことができる。
- コンプライアンスや内部監査を主な職務とする従業員又は社内調査やコンプライアンス関連の社内報告プロセスの中で犯罪行為を知った役員であっても、当該企業の監査委員会、最高コンプライアンス責任者等が当該犯罪行為の可能性を認識してから 120 日が経過した場合には、報奨金の付与の対象となる。

いずれも企業グループ内の不正行為を早期に発見するための内部通報システム及び社内調査体制を尊重しつつも、DOJ は、企業に対して犯罪行為の端緒を発見した場合には、120 日以内に適切な社内調査を実施して、CEP に基づいて DOJ に対して自主開示することを要求するものになっている。

企業にとって、犯罪行為に関する内部通報の受領後 120 日以内に、社内調査チームを組成し、証拠の収集及び分析並びに関係者へのインタビューを含む社内調査を実施して、DOJ に対して自主開示をして不起訴処分を目指すべきケースであるか否かを判断することは容易なことではない。特に、DOJ に対する自主開示の CEP の要件を満たすためには、企業は不正行為に関与した役職員個人に関連するすべての（秘匿特権の対象とならない）事実関係を適時に DOJ に開示しなければならないとされているため、その負担は大きい。そのため、平時から有事に備えて、適時に社内調査チームを組成できるように社内コンプライアンスリソースの拡充、意思決定プロセスの明確化、地域ごとに外部専門家をリストアップする等の準備をグローバルベースで進めて、迅速な対応ができる体制を整備しておくことが望まれる。

7.3 日本の公益通報者保護法の関係

日本企業の従業員が本パイロットプログラムに基づき DOJ に通報した場合、DOJ は、公益通報者保護法第 3 条第 2 号（いわゆる「2号通報」）の「行政機関等」（行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者（同法第 2 条第 1 項柱書））には該当しないと解される。公益通報者保護法第 2 条第 4 項により、「行政機関」は、日本国又は日本の地方公共団体の機関等に限定されているためである。DOJ に対する通報は、公益通報者保護法 3 条 3 号（いわゆる「3号通報」）の「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に対する通報として、通報者は同号に定める厳格な要件を満たした場合に初めて解雇の無効その他不利益な取り扱いの禁止等の公益通報者保護法に基づく保護を受けることができることになる。そのため、自社内の内部通報システムを利用した場合に解雇その他不利益な取り扱いを受けるリスクや証拠隠滅の可能性があるような例外的な場合でない限り、DOJ への通報について公益通報者保護法上の保護を受けることは難しいと考えられる。

しかしながら、外国の執行機関への通報は公益通報者保護法で保護されない可能性があることを強調する等して、社内規定やコンプライアンス研修等において、役職員に対して DOJ への通報を制限するように指導するようなことは控えるべきである。本ガイダンスによれば、企業が、従業員が潜在的な企業内の犯罪行為について DOJ とコミュニケーションすることを妨害した場合、当該企業に対する刑事執行手続の中でそのような妨害行為を当該企業による調査協力、コンプライアンスプログラムの実効性及び有責性の評価に



当たって不利益に考慮する可能性があることを明らかにしているためである。そのため、日本企業としては、従業員による報奨金目当ての DOJ への通報を制限するのではなく、通報対象の連邦犯罪が真実であると信ずるに足る相当の理由があることを前提として、DOJ に通報する場合には同時に企業内でも内部通報をするように呼びかけていくことが考えられる。その際に、本パイロットプログラムでは企業内で内部通報をしたことは報奨金の増額要素とされていることを周知することも有効であろう。それにより、内部通報を受けた企業としては、120 日以内に適切な社内調査を実施して、CEP に基づく DOJ への自主開示の要否について判断する機会を確保することが可能になる。

8. まとめ

本パイロットプログラムは、DOJ の企業犯罪の摘発への強い姿勢が窺われるものである。企業としては、今後、自社グループの役職員が DOJ に対して直接通報する事案が増加することが予想される。それに対する対応としては、DOJ に通報する場合には、同時に企業内で内部通報することを呼びかけ、また、内部通報を受領した場合には、120 日という期間制限を意識した迅速な対応ができる体制を整備しておくことが重要になると考えられる。

以上